

令和元年12月16日
第223回都市計画審議会

南大泉四丁目農業公園の都市計画原案について

1 概要

南大泉四丁目において、住宅地内の貴重な農地について、都市農地を保全し区民が農と親しむ場を確保するため、約0.3haの区域を都市計画公園に追加する。

2 都市計画の変更内容

P4のとおり

3 今後の予定

令和元年12月16日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
令和2年1月6日 ～27日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
1月21日	都市計画原案の説明会
2月14日	都市計画原案に係る公聴会（公述の申出があった場合）
2月	東京都知事協議手続
4月 ～（2週間）	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
5月	練馬区都市計画審議会へ付議
6月	都市計画決定・告示

4 添付資料

(1) 都市計画の原案の理由書	P3
(2) 計画書	P4
(3) 位置図	P5
(4) 計画図	P6
(5) 現状写真	P7

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第8・2・36号 南大泉四丁目農業公園

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある南大泉四丁目を含む第6地域のまちづくりの指針において、多面的な機能を持つ都市農地や屋敷林などの民有地の貴重なみどりを、良好な都市環境に必要なものとして保全することとしている。また、練馬区みどりの総合計画（平成31年4月）では、「都市農地の保全」を重点施策に定め、農の風景公園や区民農園を整備し、区民が農と親しむ取組を充実することとしている。

区西部に位置する本計画地は、平成7年から南大泉市民農園として供用されている住宅地内の貴重な農地であり、緑確保の総合的な方針（平成28年3月改定）で、確保地（農地 水準1）に位置付けられている。

こうしたことから、都市農地を保全し区民が農と親しむ場を引き続き確保するため、約0.3ヘクタールの区域を都市計画公園に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定)(原案)

東京都市計画公園に第8・2・36号南大泉四丁目農業公園をつぎのように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
特殊公園	第8・2・36号	南大泉四丁目農業公園	練馬区南大泉四丁目地内	約0.3ha	分区園

「区域は計画図表示のとおり」

理由

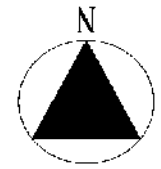
都市農地を保全し区民が農と親しむ場を確保するため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

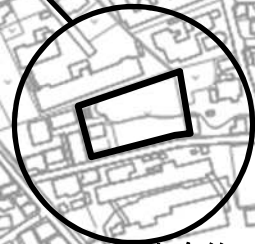
種別	名称		位置	面積	摘要
	番号	公園名			
特殊公園	第8・2・36号	南大泉四丁目農業公園	練馬区南大泉四丁目地内	約0.3ha	追加

東京都市計画公園 第8・2・36号 南大泉四丁目農業公園 位置図〔練馬区決定〕

原案



第8・2・36号 南大泉四丁目農業公園



大泉第二
小学校

白子川

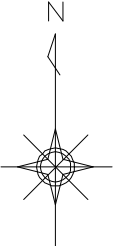
旧貝塚田圃

縮尺：1/5000

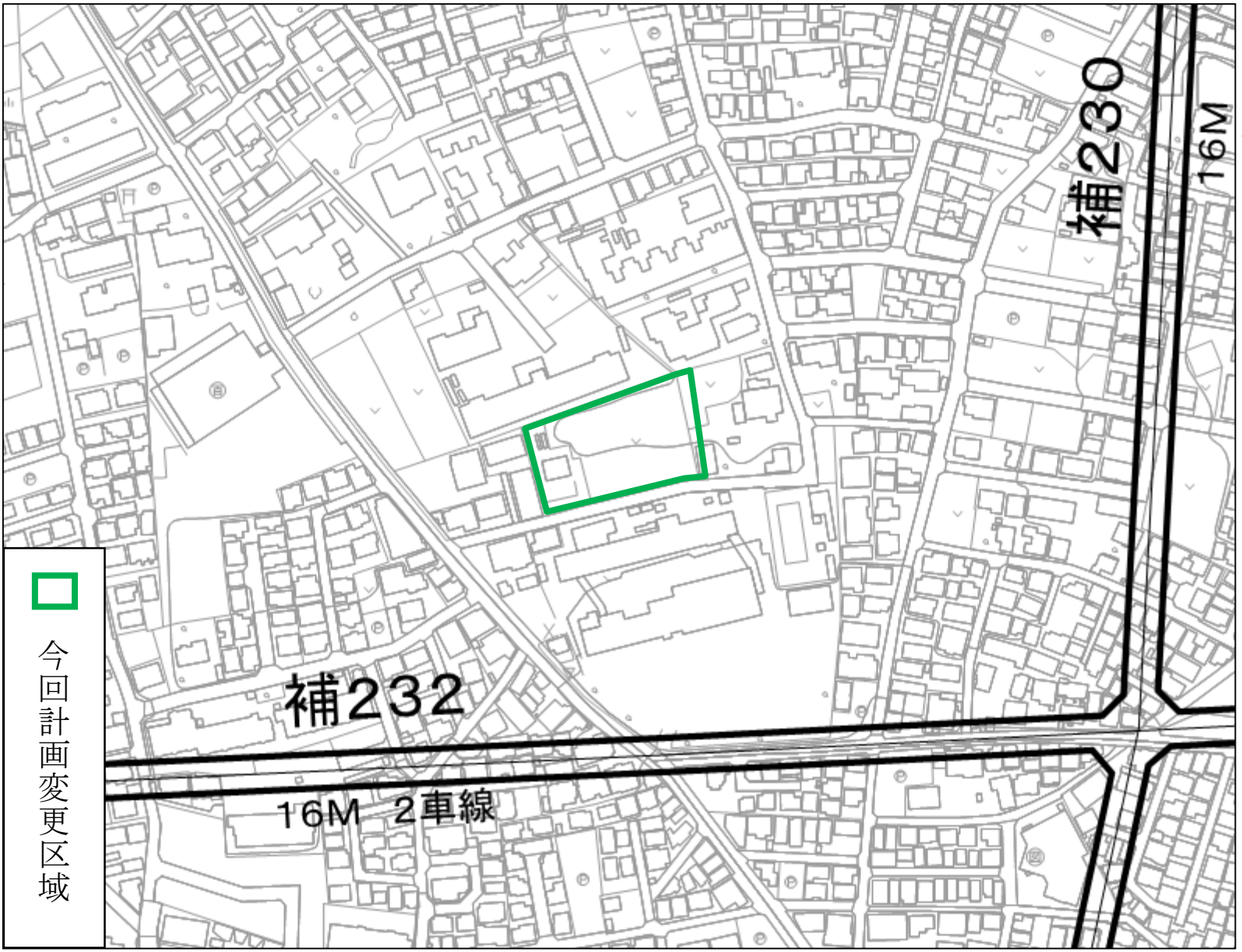
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)31都市基交著第1号

東京都市計画公園計画図(原案)

第八・二・三十六号 南大泉四丁目農業公園



縮尺二千五百分之一



今回計画変更区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)31都市基交著第1号
(承認番号)31都市基街都第16号、令和元年5月9日

東京都市計画公園 第8・2・36号 南大泉四丁目農業公園 現状写真



7

□ 今回計画変更区域

0 50m 100m